

平成 26 年度末教職員人事異動方針（案）

大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例に基づき、大阪市教育振興基本計画を推進し、教育の振興を図るため、教育委員会は、以下のとおり、基本方針及び実施要領を定め、平成26年度末教職員人事異動を行う。

【基本方針】

1. 学校教育において教職員の果たす中心的役割にかんがみ、教職員の人事異動は、学校運営の活性化及び教育活動の充実に資するとともに、教職員の意欲を高め、資質を向上することを目的として行う。
2. 市立学校の教職員の人事異動に当たっては、校園長が各学校・地域の実情に応じて適切な教職員組織づくりを進めることができるよう、校園長の意見を尊重するものとする。
3. 校園長が学校運営上の目標を示し、その目標の達成に向けて必要な人材を広く募る公募制を導入する。これにより、校園長の意向に基づく教職員組織づくりを推進することにより、校園長が学校運営における権限と責任を全うし、組織マネジメントや人材育成に力を発揮できるようにするとともに、公募への応募を通じて示される教職員の主体性と意欲を重視し、教職員の持てる力を最大限引き出すこととする。
4. 教職員組織の全市的均衡及び適正化を考慮しながら、人事異動を行う。特に、課題を有する学校については、課題解決に向けた意欲や情熱のある教職員を積極的に配置する。
5. 教職員が視野を広め、経験を豊かにし、その力量を高めることができるよう、同一校勤務の固定化を排除し、地域や条件の異なる学校への異動を積極的に行う。異動に当たっては、教職員の適性を十分に考慮し、その能力発揮が図られるよう努める。
6. 新規採用者をはじめ、広く優秀な人材の確保に努め、その育成に努める。

【実施要領】

1. 新規採用者で、同一校勤務が4年以上の者（平成23年4月1日以前に採用され現任校に配置された者）については、異動対象者とする。
2. 新規採用者以外の者で、同一校勤務が7年以上の者（平成20年4月1日以前から現任校に勤務する者）については、異動対象者とする。
3. 上記1及び2に該当しない者であっても、近親者の同一校勤務、遠距離通勤及び保育事情等特別な事情がある場合並びに校園長が特に必要と認める場合は異動対象者とする。
4. 校園長は、上記1から3の異動対象者の中から、異動候補者を決定する。
5. 原則として、新規採用者は同一校勤務6年以内に、新規採用者以外の者は同一校勤務10年以内に異動を行う。
6. 学校事務職員については、上記2のうち「7年以上の者（平成20年4月1日以前から現任校に勤務する者）」とあるのを「4年以上の者（平成23年4月1日以前から現任校に勤務する者）」とし、上記5のうち「10年以内」とあるのを「6年以内」とする。
7. 公募制を一定数の学校において実施するものとする。
8. 希望転任制（FA制）を引き続き積極的に行う。
9. 異動に当たっては、校園長が決定した異動候補者について必要な事項を聴取し、年齢、性別、勤務年数、教科等を勘案のうえ、この人事異動方針に基づき、適切な配置に努める。
10. 教職員の人材育成を積極的に図るため、新規採用から同一校に勤務する者については、学力や生徒指導などに課題を有する学校など地域や条件の異なる学校への異動を積極的に行う。
11. 公募制や希望転任制によらない人事異動についても、教職員の申告内容を参考としながら、校園長の意見を尊重するものとし、機械的・画一的な実施にならないようにする。新規採用者の配置についても、同様とする。
12. 異動の発令は、平成27年4月1日（退職は3月31日）付とし、1週間前までに内示する。